

## 特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について Q&A

4月13日より前に申請している在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更許可申請の取り扱いについて教えてください。

A. 本年4月13日より前に受理した在留資格認定証明書交付申請は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次交付します。ただし、現に在留している方からの在留資格変更許可申請を優先的に処理するため、交付までに相当な遅延が生じることが見込まれます。

また、本年4月13日より前に受理した在留資格変更許可申請は、審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次許可します。

在留資格認定証明書の交付申請中です。審査の上、受入れ見込数の範囲内で順次交付するという事は、途中で5万人に達すれば、交付されないのでしょうか。

A. 既に受理されている申請（及び4月13日より前に受理された申請）については、現に在留している方の在留資格変更許可申請を優先的に処理しつつ、5万人の上限に余裕が生じた場合に交付されます。

## 特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について Q&A

既に在留している外食業分野の1号特定技能外国人の採用を検討しております。協議会の加入は3月28日以降でも問題はありませんか。

A. 3月28日以降に協議会加入申請を行っている場合であっても、現在、外食業分野の特定技能1号で在留中の方の転職先となることは可能です。転職に伴う在留資格変更許可申請の際に協議会の加入証が必要となりますので、お早めに申請ください。

現在、外食業分野の特定技能1号で在留しています。今後、外食業分野の特定技能2号に変更申請を予定していますが、今回の措置の対象となりますか。

A. 本措置については、特定技能2号は対象外となり、通常どおり審査されます。

## 特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について Q&A

外食業の特定技能評価試験は実施されますか。

A. 本措置に伴い、外食業特定技能1号評価試験は、当面の間、国内外ともに実施しません。

なお、外食業特定技能2号評価試験は、国内において、6月からCBT方式により実施されます。

外食業の育成就労は予定通り受け入れられますか。

A. 外食業分野の育成就労については、令和9年4月の運用開始に向け、準備を進めているところです。

## 特定技能「外食業分野」における受入れ上限の運用について Q&A

受入れ再開の見込みはあるのでしょうか。

- A. 現時点で再開の措置をとるかどうかを含め未定です。  
受入れに当たって5万人の上限に十分な余裕があるかなど諸般の事情を考慮し、適当と判断した場合に、事前にアナウンスした上で交付の再開の措置を行うことが想定されています。

在留期間更新許可も停止されるのでしょうか。

- A. 在留期間更新許可申請については、通常どおり審査します。